③　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高		残高の発生理由及び収益化等の計画
平成22年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	5,336,539	国際交流会館等の譲渡に要する業務経費：5,336,539 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したもの。 当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0	—
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	計	5,336,539	—
平成23年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	6,745,210	国際交流会館等の譲渡に要する業務経費：6,745,210 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したもの。 当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0	—
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	計	6,745,210	—
平成24年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	16,980,300	国際交流会館等の譲渡に要する業務経費：16,980,300 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越したもの。 当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0	—
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	計	16,980,300	—

⑽　運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

補助金等の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳				摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	収益計上	
一般会計借入金返還免除	31,022,324,583	0	0	31,022,324,583	0	
返還免除補填金	503,864,000	0	0	503,864,000	0	
回収不能債権補填金	4,536,504,000	0	0	4,536,504,000	0	